

こうのとりマリッジサポート登録者 募集要領

2019.1.1 改正

1. 趣旨

本市の結婚サポート事業は、登録希望者の金銭的負担を極力軽減し、また、個人情報管理や事業実施を行政が行うことで、安心して参加していただけると考える。営利目的の民間事業所と差別化を図り、独身男女の結婚活動を支援し人口減少緩和のために実施するものである。

2. 内容

«全体の流れ»

① お申し込み

マリッジサポート希望者が市へ申し込む（所定の申込書をメールや郵送で送付）。

会員登録できる方

20歳以上の独身の方で次の要件をすべて満たす方

(1) できるだけ早く結婚したい方

(2) 魚津市にお住まいの方、または、結婚後、魚津市に住む意思のある方

② 面談・登録（登録は無料）

事務局から面談予定のメールを送り、日程調整の上、市役所（個室）で簡単な面談を行い、登録完了。個人情報は市の担当者のみが適正に管理するものとする。

（ご持参いただくもの）

・写真付き身分証明書、独身証明書（コピーをとり、市で保管）

※面談時、事務局用の写真を撮影する。（マッチング用で、公開はしない）

※登録には、イベント参加のみなのか、ご紹介（1対1での面会）まで希望するのかを選択してもらう。ご紹介希望者には、担当センターを決める。

③ 登録者への情報提供開始

市はイベント等の開催案内をメールか郵送で送付し、登録者は参加申し込みをする。

④ ご紹介（希望者のみ）

ご紹介の希望をされた方を対象に、こうのとりセンターの情報交換会で、会員の中からお相手を探し、市から双方に会ってみるかどうか意思確認をする（会うまで氏名・勤務先・連絡先は伏せる）。

⑤ お引き合わせ

お二人とも会ってみたいということになれば、市が日程調整し、こうのとりサポーター同席で、お引き合わせをする（市内飲食店等で面会し、飲食などは実費負担）。

⑥ ご意思確認

後日、お付き合いするかどうかについて、市で意向確認をする。
(うまくいかなかった場合、次の紹介を希望するか確認)。

⑦ お付き合い

お付き合いが始まったら、原則関与はしないが、相談があれば聞く。

⑧ ご結婚

成婚者からの報告をもとめ、インタビューなどを可能であれば行う。登録を削除する。

注意事項

- ・本事業を利用して営利活動、政治活動、宗教活動を行おうとする方は登録できません。
- ・暴力団員等は登録できません。
- ・会員やこうのとりサポーターに対してストーカー行為など不適切な行為があったと認められた場合、警察に通報し、登録を削除します。

登録削除・抹消

- ① 成婚等のため登録削除の申し出や会員資格要件から外れたとき
- ② 次の場合は登録を抹消します。
 - (1) 加入申込書の内容に虚偽記載があった場合
 - (2) 他の会員に著しく迷惑を及ぼし、または損害を与えたとき
 - (3) 倫理上ふさわしくない行為があったと認められた場合

免責事項

交際や結婚については自己の責任において決定し、交際中から結婚に至るまでの当事者間の関係にかかる事故等については市やこうのとりサポーターは一切責任を負いません。

個人情報の取り扱い

本事業で知り得た個人情報は、個人の権利利益を侵害することのないよう、法令等に基づき適正に取り扱うものとし、本事業の目的以外には使用しません。また、本人の承諾なしに第三者に開示することはありません。